

横浜市庄戸コミュニティハウス 第1期指定管理者再公募についての質問及び回答

番号	資料名	ページ・項目	質問	回答
1	・特記仕様書	7ページ 4(6)外構、植栽管理業務 別紙2 庄戸コミュニティハウス配置 図	「敷地内における施設の外構の清掃及び地面、駐車場その他施設付属物等の維持管理を行うこと。また、次に示すような敷地内の植栽の管理(除草・草刈、中低木管理、高木管理)を行うこと。」とありますが、庄戸コミュニティハウス配置図では、敷地内の植栽管理の範囲が示されていないため、図面上にその範囲を明示してください。 また、「GREEN×EXPO 2027」の機運を盛り上げるため、玄関横にプランター等の設置は可能か、あわせて回答してください。	庄戸コミュニティハウス配置図の駐輪場のエリア(4.2m2)については、指定管理開始時点ではアスファルト舗装がされていないため、除草作業が必要になる可能性があります。 また、プランター等の設置については、コミュニティハウスの敷地内において、美観を維持し、徹底した管理のもとで植物を栽培することは問題ありません。
2	・公募要項 ・特記仕様書		開館にあたり、備品類の設置や図書整理等の事前準備が必要と思われるが、指定管理予定者は、いつ頃から現場に入れるのかご教示ください。	公募要項P10の9(6)施設開設準備にあるとおり、指定管理者の指定処分後、指定期間の開始までの一定期間については、開設準備のための業務について別途契約を締結します。この委託契約後から現場に入ることができますが、時期については、10月頃を予定しています。